

## 座間市教育委員会 2月定例会議事日程

### 1 開 会

### 2 会期の決定

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 教育長報告

### 5 案 件

#### (1) 議案

ア 教育財産の取得について

イ 教育財産の取得について

ウ 県費負担教職員の人事について

エ 座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

オ 座間市文化財研究員設置規則

カ 座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則

キ 教育関係予算案に関する意見の申出について

ク 財産の取得に関する意見の申出について

ケ 座間市立図書館予約及びリクエスト実施要綱

コ 学校用地の一部管理換えについて

#### (2) 協議

「ざま魅力ある学校づくり方針（案）」について

#### (3) 報告

県費負担教職員の任用について

### 6 閉 会

## 座間市教育委員会 2月定例会議事運営要領

日 時	令和6年2月14日（水） 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和6年2月14日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和6年1月10日
会 議 録 署 名 委 員	北村委員 有山委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	4	教育財産の取得について	教育指導課長
2	5	教育財産の取得について	教育研究所長
3	6	県費負担教職員の人事について	就学支援課長
4	7	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長
5	8	座間市文化財研究員設置規則	生涯学習課長
6	9	座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則	生涯学習課長
7	10	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長
8	11	財産の取得に関する意見の申出について	教育部長
9	12	座間市立図書館予約及びリクエスト実施要綱	図書館長
10	13	学校用地の一部管理換えについて	教育総務課長

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者
1	1	「ざま魅力ある学校づくり方針（案）」について	教育部長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	2	県費負担教職員の任用について	就学支援課長

# 経 過 報 告

令和6年2月14日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
1月10日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員
1月10日	水	市長年頭記者会見	教育長
1月10日	水	市歯科医師会新年会	教育長
1月11日	木	定例校長会議	教育長
1月12日	金	定例教頭会議	教育長
1月14日	日	市消防出初式（ひばりが丘小学校）	教育長、教育長職務代理者
1月14日	日	市青少年芸術祭（音楽部門）	教育長
1月15日	月	ぼうさいカフェ	教育長
1月18日	木	「新・BS日本のうた」公開収録	教育長
1月19日	金	災害対策本部員研修会	教育長
1月19日	金	平和講演会	教育長
1月20日	土	座間綾瀬医師会新年会	教育長
1月21日	日	市新春祭囃子たたき初め大会	教育長
1月22日	月	ファミリーマネジメント職員研修会	教育長
1月23日	火	災害対策本部訓練	教育長
1月23日	火	市統計グラフコンクール作品展覧会	教育長
1月25日	木	市青少年薬物乱用・いじめ防止等対策連絡協議会	教育長
1月26日	金	県公立小学校教頭会研究大会座間大会	教育長
1月26日	金	学校訪問A（東中学校）	教育長、北村委員、有山委員
1月27日	土	市青少年芸術祭（人形劇部門）	教育長
1月29日	月	市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会座間選手団結団式	教育長
1月30日	火	リーディングDX推進事業研究発表会（西中学校）	教育長、教育長職務代理者、北村委員

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席委員等
2月5日	月	交通安全横断旗寄贈式(株金谷商運及び株クロスロード)	教育長
2月6日	火	学校訪問C(立野台小学校)	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員
2月7日	水	学校訪問C(相模中学校)	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員
2月8日	木	少年野球指導書籍寄贈式(座間ひまわり野球倶楽部)	教育長
2月8日	木	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
2月9日	金	県・市町村教育委員会教育長会議	教育長
2月9日	金	学校施設適正化方針検討委員会	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員
2月11日	日	スカイアリーナ座間フェア 開会式	教育長
2月13日	火	SC相模原 2024 パートナーキックオフパーティー	教育長

## 議案第 4 号

### 教育財産の取得について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき教育財産の取得を市長に申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 56 年座間市教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

### 提案理由

折りたたみ防災ヘルメット(収納ケースを含む)の取得の申出について提案するものである。

座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市教育委員会  
教育長 木島



教育財産の取得について（申出）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第2項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

取得財産	折りたたみ防災ヘルメット（収納ケースを含む）
数量	9,294個
取得予定価格	57,593,063円（税込み）

事務担当

教育部 教育指導課 教育指導係

内線 3522, 3523

## 議案第 5 号

### 教育財産の取得について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき教育財産の取得を市長に申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 56 年座間市教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

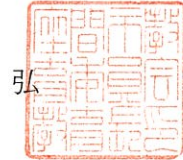
### 提案理由

教師用指導書の取得の申出について提案するものである。

令和6年2月8日

座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市教育委員会  
教育長 木島



教育財産の取得について（申出）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第2項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

取得財産	教師用指導書
数量	1,721冊
取得予定価格	37,557,300円（税込み）

事務担当

教育部 教育研究所 研究相談係

内線 3550, 3555



議案第7号

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

座間市教育委員会  
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市基金条例の一部改正に伴い所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条教育部教育総務課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年3月30日から施行する。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 学校配当予算（保健給食関係は除く。）の執行管理に関すること。</p> <p><u>(13) 座間市教育施設整備基金に関すること。</u></p> <p><u>(14) 学校教材その他校具の整備に関すること。</u></p> <p><u>(15) 地方教育費等の調査及び統計等に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校施設の整備計画に関すること。</u></p> <p><u>(17) 学校その他教育機関の設置、変更及び廃止の届出に関すること。</u></p> <p><u>(18) 学校施設の管理に関すること。</u></p> <p><u>(19) 学校施設の使用に関すること。</u></p> <p>就学支援課～生涯学習課 (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 学校配当予算（保健給食関係は除く。）の執行管理に関すること。</p> <p><u>(13) 学校教材その他校具の整備に関すること。</u></p> <p><u>(14) 地方教育費等の調査及び統計等に関すること。</u></p> <p><u>(15) 学校施設の整備計画に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校その他教育機関の設置、変更及び廃止の届出に関すること。</u></p> <p><u>(17) 学校施設の管理に関すること。</u></p> <p><u>(18) 学校施設の使用に関すること。</u></p> <p>就学支援課～生涯学習課 (略)</p>

議案第 8 号

座間市文化財研究員設置規則

座間市文化財研究員設置規則を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

座間市文化財研究員を設置するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものである。

## 座間市文化財研究員設置規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、市内に所在する歴史資料（以下「歴史資料」という。）について専門的な調査、研究及び公開等を行わせるため、文化財研究員（以下「研究員」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 歴史資料の専門的な調査、研究及び公開事業を推進するため、研究員を置く。

2 研究員の定数は、5人以内とする。

### (所掌事項)

第3条 研究員は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 歴史資料の管理及び所在把握に関すること。
- (2) 歴史資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 古文書、古典籍及び古写真の目録作成、公開及び翻刻に関すること。
- (4) その他歴史資料の調査、研究及び公開等に関し教育委員会が必要と認めた事項に関すること。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

座間市市史編さん調査員の職を廃止いたしたく提案するものである。

## 座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則（昭和62年座間市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び市史編さん調査員」を削る。

第1条中「及び市史編さん調査員（以下「調査員」という。）」を削る。

第2条第1項中「及び調査員」を削り、同条第2項中「、調査員の定数は5人以内」を削る。

第3条中「及び調査員」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 市史に関する資料の調査、分析、解読及び編集に関すること。
- (2) その他市史編さんに関し教育委員会が必要と認めた事項に関すること。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p data-bbox="276 277 799 367">座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則</p> <p data-bbox="236 443 319 477">（趣旨）</p> <p data-bbox="188 499 799 808">第1条 この規則は、市史の編さんをするための専門的な調査、研究等を行わせるため、市史編さん編集員（以下「編集員」という。）及び市史編さん調査員（以下「調査員」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="236 887 319 920">（設置）</p> <p data-bbox="188 943 799 1032">第2条 市史の編さんを推進するため、編集員及び調査員を置く。</p> <p data-bbox="196 1055 799 1144">2 編集員の定数は1人、調査員の定数は5人以内とする。</p> <p data-bbox="236 1223 376 1256">（所掌事項）</p> <p data-bbox="188 1279 799 1368">第3条 編集員及び調査員は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p data-bbox="220 1391 379 1424">（1）編集員</p> <p data-bbox="244 1491 799 1581">ア 市史に関する資料の調査、分析、解説等の指導に関すること。</p> <p data-bbox="244 1603 799 1693">イ その他市史編さんに関し教育委員会が必要と認めた事項に関すること。</p> <p data-bbox="220 1715 379 1749">（2）調査員</p> <p data-bbox="244 1827 799 1917">ア 市史に関する資料の所在の把握に関すること。</p> <p data-bbox="244 1939 767 1973">イ 調査、分析及び解説に関すること。</p> <p data-bbox="244 1995 767 2029">ウ 語り伝えの聴き取り調査に関するこ</p>	<p data-bbox="914 277 1342 311">座間市市史編さん編集員設置規則</p> <p data-bbox="874 443 957 477">（趣旨）</p> <p data-bbox="826 499 1437 752">第1条 この規則は、市史の編さんをするための専門的な調査、研究等を行わせるため、市史編さん編集員（以下「編集員」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="874 887 957 920">（設置）</p> <p data-bbox="826 943 1437 1032">第2条 市史の編さんを推進するため、編集員を置く。</p> <p data-bbox="834 1055 1246 1088">2 編集員の定数は1人とする。</p> <p data-bbox="874 1223 1015 1256">（所掌事項）</p> <p data-bbox="826 1279 1437 1368">第3条 編集員は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p data-bbox="858 1391 1437 1480">（1）市史に関する資料の調査、分析、解説及び編集に関すること。</p> <p data-bbox="858 1715 1437 1805">（2）その他市史編さんに関し教育委員会が必要と認めた事項に関すること。</p>



現行	改正案
<u>と。</u>	

## 議案第10号

### 教育関係予算案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別添の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて議決を求める。

令和6年2月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

### 提案理由

令和5年度座間市一般会計補正予算案（繰越明許費含む）及び令和6年度座間市一般会計当初予算案について提案するものである。

議案第11号

財産の取得に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の財産の取得に関し、異議のない旨を申し出ることについて議決を求める。

令和6年2月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

提案理由

座間市立小中学校用防災ヘルメットの購入契約を締結するため提案するものである。



座契発第35号

令和6年2月5日

座間市教育委員会

教育長 木島 弘 殿

座間市長 佐藤 弥 斗



令和6年座間市議会第1回定例会提出予定議案に関する意見聴取について

このことについて、以下の提出予定議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

### 1 議案名

財産の取得について

- (1) 名 称 小中学校用防災ヘルメット
- (2) 契約の相手方 座間市新田宿516番地の1  
株式会社ミヤダイ中央社座間支店  
代表取締役支店長 宮 台 俊 郎
- (3) 契約金額 5,586万2,543円

### 2 議案の提案理由

小中学校用防災ヘルメット買入れのため契約を締結したいので、座間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

### 3 契約件名

令和5年度 座間市立小中学校用防災ヘルメット購入（繰越明許）

事務担当

財務部契約検査課契約係

内線 2482, 2483

議案第12号

座間市立図書館予約及びリクエスト実施要綱

座間市立図書館予約及びリクエスト実施要綱を別紙のとおり制定する。

令和6年2月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

座間市立図書館条例施行規則を補完するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものである。

## 座間市立図書館予約及びリクエスト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間市立図書館条例施行規則（昭和53年座間市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、座間市立図書館（移動図書館を含む。以下「図書館」という。）における予約及びリクエストの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料 図書館で所蔵している図書資料、映像資料及び電子書籍全般をいう。
- (2) 未所蔵資料 図書館で所蔵していない図書資料をいう。
- (3) 予約 館外利用できる図書館資料の優先利用申込みをいう。
- (4) リクエスト 未所蔵資料の優先利用申込みをいう。

(利用者の資格)

第3条 予約及びリクエストは、規則第8条第2項の貸出券又は団体貸出券の交付を受けた者（規則第9条の規定により貸出券の使用を一時停止し、又は無効とされた者を除く。）が申し込むことができる。

(予約及びリクエストできる件数等)

第4条 予約及びリクエストができる件数は、別表第1のとおりとする。

- 2 移動図書館の利用においては、別表第2のとおりとする。
- 3 窓口又は電話による予約及びリクエストは、1人1日5点までとする。ただし、団体利用の場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認めるときは、予約及びリクエストができる件数を変更することができる。
- 5 次に掲げる未所蔵資料は、リクエストをすることができない。

- (1) 漫画
- (2) 学習参考書及び問題集
- (3) 未刊の雑誌（出版情報が確認されている場合を除く。）
- (4) その他適当でないと図書館長が認めるもの

(予約及びリクエストの申込方法)

第5条 図書館資料の予約は、申込者本人が窓口で予約・リクエスト申込書（以下「申込書」という。）を提出又は館内利用者用端末、インターネットの図書館蔵書検索若しくは電話により申し込むものとする。

- 2 未所蔵資料のリクエストは、申込者本人が窓口で申込書を提出又は電話により申し込むものとする。
- 3 申込者は、申込みの際に、受取場所及び連絡方法を指定しなければならない。

(受取場所及び連絡方法)

第6条 予約した図書館資料又はリクエストした未所蔵資料（以下「予約資料等」という。）の受取場所は、図書館及び座間市立公民館図書室とする。

2 図書館と申込者との連絡方法は、電話又は電子メールとする。ただし、申込みの際に連絡が不要である旨の申出があった場合は、この限りでない。

(取置期間)

第7条 予約資料等の取置期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館が申込者から指定された連絡方法で、用意できた旨を連絡した日の翌日から起算して7日間

(2) 申込者が連絡不要としている場合は、用意できた日の翌日から起算して7日間

(3) 移動図書館で受取としている場合は、用意できた日の次の巡回日まで

(予約及びリクエストの取消し)

第8条 図書館は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約及びリクエストを取り消すことができる。

(1) 申込者から取消しの申出があったとき。

(2) 前条に規定する取置期間を経過したとき。

(3) 予約資料等が取り寄せられないとき。

(4) 申込者から指定された連絡方法で、用意できた日の翌日から起算して7日間連絡がつかなかったとき。

(他館からの借用)

第9条 未所蔵資料を神奈川県内公共図書館等で所蔵している場合は、神奈川県内公共図書館等の相互貸借ガイドライン（平成17年4月15日施行）により借用し、申込者のリクエストに応じることができる。

2 利用者は、借り受けた未所蔵資料を返却する場合は、窓口に戻却しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

利用区分	資料区分	予約数	リクエスト数
個人利用	図書資料	予約及びリクエストの合計 25 冊以内	
		(うち漫画は 10 冊以内)	(漫画は不可)
	映像資料	3 点以内	不可
	電子書籍	2 点以内	不可
団体利用	図書資料	25 冊以内	不可

別表第 2 (第 4 条関係)

利用区分	資料区分	利用者区分	予約数	リクエスト数
個人利用	図書資料	小学生	1 年生	不可
			2 年生から 6 年生まで	1 冊
		小学生以外	予約及びリクエストの合計 25 冊以内	
			(うち漫画は 10 冊以内)	(漫画は不可)



議案第13号

学校用地の一部管理換えについて

学校用地の一部を別紙のとおり管理換えすることについて議決を求める。

令和6年2月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

教育委員会が管理する旭小学校用地の一部を市長部局へ管理換えするため提案するものである。

## 学校用地の一部管理換えについて

### 1 管理換えの趣旨

旭小学校用地の一部に公衆用道路として使用されている学校用地があるため、教育委員会が管理する学校用地の一部を市長部局へ管理換えする。

### 2 対象用地

- (1) 名 称 座間市立旭小学校用地の一部
- (2) 所在地 座間市ひばりが丘五丁目807番47、48、83、84及び85（令和5年11月分筆）
- (3) 地 目 畑、公衆用道路
- (4) 面 積 1, 297.5 m<sup>2</sup>（令和5年10月測量）
- (5) 現 状 公衆用道路

### 3 管理換え後の所管

都市部道路課

### 4 管理換え後の用途

座間市道ひばりが丘122号線、126号線及び130号線の道路用地（詳細は、表1及び図1のとおり）

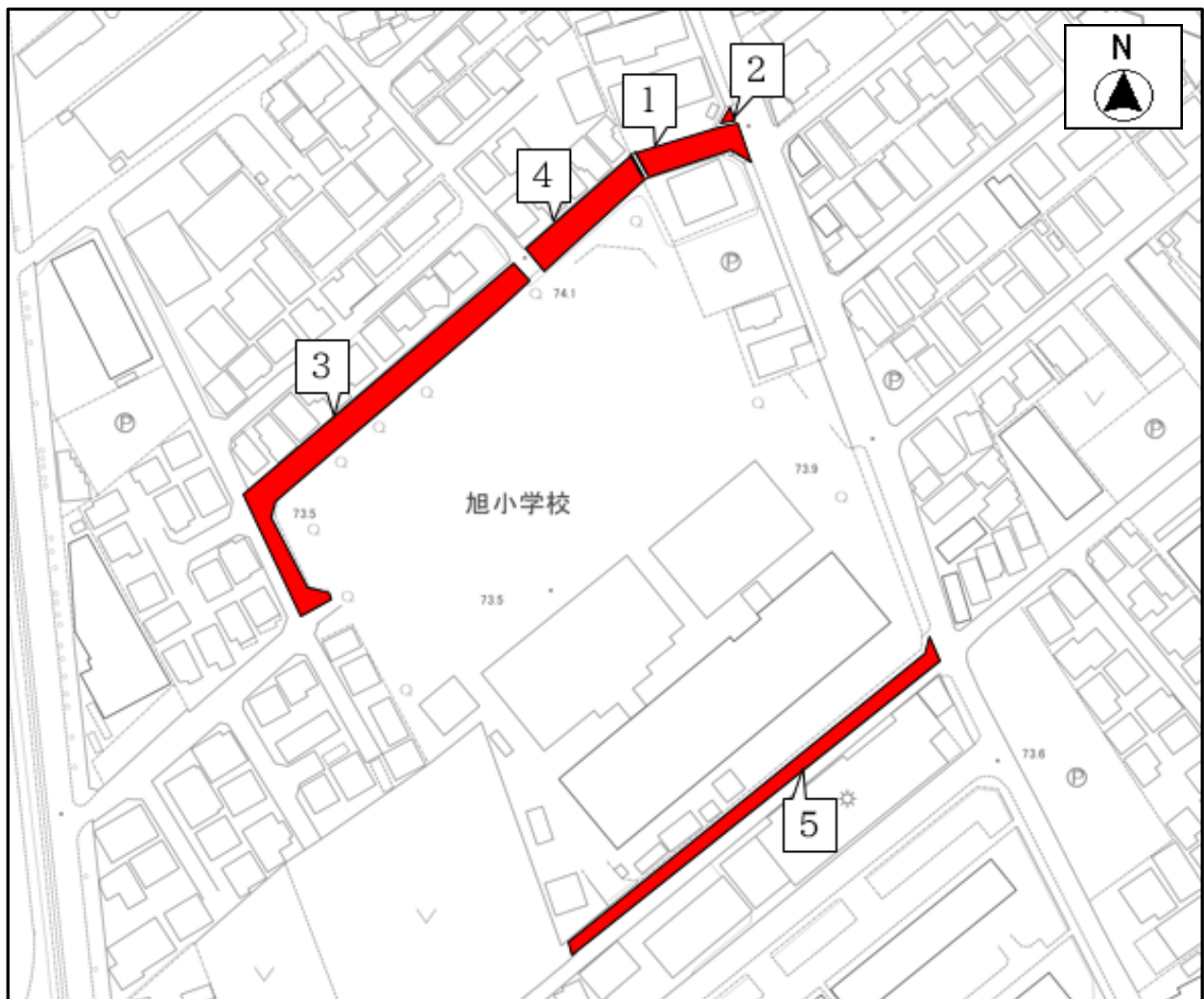
### 5 管理換え期日

令和6年3月（予定）

表 1

No.	地 番	地 目	登記簿面積	用 途
1	ひばりが丘五丁目 807番47	畑	147㎡	市道ひばりが丘126号線の一部
2	ひばりが丘五丁目 807番48	畑	6.5㎡	市道ひばりが丘126号線の一部
3	ひばりが丘五丁目 807番83	公衆用道路	594㎡	市道ひばりが丘126号線の一部
4	ひばりが丘五丁目 807番84	公衆用道路	199㎡	市道ひばりが丘126号線及び 130号線の一部
5	ひばりが丘五丁目 807番85	公衆用道路	351㎡	市道ひばりが丘122号線の一部

図 1



協議第1号

「ざま魅力ある学校づくり方針（案）」について

「ざま魅力ある学校づくり方針（案）」について協議を求める。

令和6年2月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

協議理由

「ざま魅力ある学校づくり方針」を策定するため協議するものである。